

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

「農福連携テキスト」印刷業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により公告する。

令和4年3月11日

福井県知事 杉本 達治

記

1 契約の内容

- （1）契約名称 「農福連携テキスト」印刷業務
- （2）業務内容 「農福連携テキスト」
- （3）履行期間 令和4年3月22日から令和4年3月30日まで
- （4）契約締結予定日
令和4年3月22日
- （5）担当課及び履行箇所
福井県農林水産部園芸振興課
電話 0776-20-0433

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- （1）見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- （2）見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 契約の申込みの方法

- （1）提出期限 令和4年3月22日（火）
- （2）提出先 住 所：福井市大手3丁目17-1
所 属：農林水産部園芸振興課
連絡先：0776-20-0433